

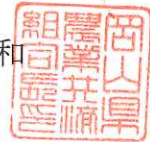
家畜共済掛金率等の公告について

岡山県農業共済組合事業規程第 67 条の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日以降に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係から適用となる共済掛金率等について次のとおり公告する。

なお、危険段階別共済掛金率表については、事務所（本所及び支所）又はホームページでの閲覧とする。

令和 5 年 3 月 2 0 日

岡山県農業共済組合
組合長理事 佐藤 俊和



1 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日以降に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係から適用する。

2 掛金率等

危険段階別共済掛金率表のとおり。